

厳島神社

摘要

厳島は、瀬戸内海にあって、古来、神聖な地として崇められてきた。「厳島神社」の創建は、おそらく6世紀と考えられる。現存する社殿は13世紀に遡るものであるが、12世紀の建築様式を正確に反映しており、時の権力者である平清盛によって造営された。

資産は厳島内の431.2haを占め、緩衝地帯(2,634.3ha)は資産区域を除く厳島全島及び厳島神社前面の海面の一部を含む。資産は、2つの社殿(本社本殿と摂社客神社)と附属舎から成る17棟3基の建造物と、瀨山を中心とする森林によって形成されている。

「厳島神社」の社殿群は、山などの自然物を御神体として祀り、遥拝所を置いて崇拝するという日本の神社の一般的な伝統を示している。多くの場合、遥拝所は山麓に建てられる。調和よく配置された社殿群は海上に建ち、中心にある人の手になる建築、前面の海、背後の山の3者が成す景観は、日本人の美意識の一基準として認識されてきた。これらは秀でた芸術性・技術性を示しており、日本に現存する社殿群の中でも唯一無二のものである。また社殿は人の手と自然の要素とが結合した比類の無い優れた建築物であり、平清盛の偉業の物証である。

「厳島神社」の建造物群は、2度にわたって再建されたものの、精緻な再建が行われたことから、12世紀後期から13世紀初期にかけての神社建築の様式を保持している。

神道は、主として自然に宿る多くの神々を崇拝する宗教であり、その起源は原始時代にまで遡る。長い歴史の中で、神道は、大陸の影響と日本に固有の伝統との一体化を図りつつ、世界でも独特な宗教の一つへと発展を遂げた。日本人の精神生活は、この宗教に深く根ざしている。

評価基準:

評価基準 (i)

「厳島神社」の社殿群の構成は、同時代の貴族の住宅様式の流れを汲み、人の手と自然の要素とが結合した顕著な作品である。その建造物群は印象的な山容を背景として海上に建ち、芸術・技術における熟練の高さを示す。

評価基準 (ii)

「厳島神社」の社殿群は日本の神社の一般的な伝統を示しており、日本人の精神文化、すなわち山水の美に係る日本人の観念の発展を理解する上で貴重な情報を提供している。

「厳島神社」の最も重要な側面は、3者の中心に位置する社殿、前面の海、背後の山という景観であり、他の日本の景勝地を評価する上で対比すべき日本人の美意識の一基準として認識されてきた。

評価基準 (iv)

「厳島神社」の建造物群は、精緻な再建が行われたことから12世紀後期から13世紀初期にかけての神社建築の様式を保持しており、周囲の景観と一体をなす社殿は自然崇拝の物理的表現とも言えるものであり、日本の古式の社殿を知る上での顕著な見本である。

評価基準 (vi)

日本人の精神生活は、主として自然に宿る多くの神々を崇拝する古来の神道に深く根ざしている。「厳島神社」は、この日本の宗教の特徴を理解する上で重要な手がかりを提供している。

完全性

資産は、平清盛が造営した12世紀当時の社殿群の構成及び周辺の自然との調和を伝える全ての要素を含むのみならず、資産を除く厳島の全域及び一部の海面が緩衝地帯に含まれ、開発行為の規制が確実に行われていることから、完全性の条件を申し分なく満たしている。

真実性

「厳島神社」の社殿群及び景観の真実性は高く、1994年の「文化遺産の真実性に関する奈良文書」において明確に示された原則と完全に一致している。

宗教的・精神的重要性を持つ古来の地として、資産は社殿群・海・山林が形成する景観の調和を反映し続けており、文化と自然の両側面から適切に維持されている。平面の特徴・構造・外観・内部空間等の社殿の歴史的価値を表す意匠は建造当初の状況を良く保っており、建築構造及び主要な部分における当初材の残存率も高い。新材の補足が必要となった場合は、詳細な調査の上で同種の材を、同じ技術を用いて補足している。

資産の真実性は、形態・意匠、材料・材質、伝統・技術、位置・環境、精神性の観点から依然として高い水準を保持している。

保護・管理に係る要件

資産を構成する20棟の建造物、海面、山林及びこれらを含む431.2haの土地は、いずれも文化財保護法の下に国宝・重要文化財及び特別史跡・特別名勝・天然記念物に指定され、確実に保護されている。資産の現状を変更する行為は、この法律によって規制されており、あらゆる変更行為に国の許可を要する。

資産は、自然公園法の下に国立公園にも指定され、保護されている。また、資産範囲のうち、約422haを占める森林の区域については、広島県が都市公園法の下に都市公園に指定している。これらの法律により、工作物の新築、竹木の伐採等に制限が課せられている。

資産の範囲を除く厳島の全域と一部の海面が緩衝地帯となっている。緩衝地帯においても、文化財保護法及び自然公園法の下に資産の周辺の文化的環境及び自然環境が保全され、工作物の新築、木竹の伐採等の現状に影響を及ぼす行為に規制が課せられている。

20棟の社殿は宗教法人厳島神社により所有されており、所有者が管理責任を負う。宗教法人厳島神社では資格を持つ文化財建造物修理技師を雇用しており、この技師が日常の維持の措置を行うほか、台風後のき損箇所等の修理の計画を立案し、現場の監理を行っている。20棟すべての社殿及びその周辺の建築が木造であることから、それぞれに警報・消火・避雷の設備が設置されている。

文化庁は、所有者に対して財政的支援及び技術的指導を行っている。また、資産の保護と管理には、環境省・林野庁・国土交通省・広島県・廿日市市等が協力している。